

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月3日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

専決処分書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

委任専決第1号

損害賠償額の決定及び和解について

（理由）

令和8年3月5日、洲本市桑間の県道125号にて発生した公用車による物損事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

令和8年5月19日

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

1 事故発生年月日

令和8年3月5日

2 事故発生場所

洲本市桑間 三菱レンタカー淡路店前

（洲本市桑間575番地先路上）

3 相手方、損害物件

別紙のとおり

4 和解条項

(1) 賠償額は別紙のとおりとする。

(2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因

事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。

(3) 相手方は、その余の請求を放棄する。

5 事故の原因

神戸地方法務局洲本支局へ向かうため県道125号を走行していたところ、運転中に注意が緩み、なだらかな右カーブを曲がりきれず歩道に進入し、街路樹を倒して反射材を破損させた。

別紙

相手方	相手方の損害物件	賠償額
洲本市塩屋2丁目4-5 淡路県民局 洲本土木事務所	街路樹・反射材	366,300円